

富山大学医学部医師キャリアパス創造センター要項

平成 28 年 7 月 13 日制定

平成 30 年 3 月 19 日改正

令和元年 9 月 25 日改正

令和 3 年 5 月 26 日改正

(設置)

第 1 条 この要項は、富山大学医学部規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、富山大学医学部医師キャリアパス創造センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、医学部の卒前教育、卒後臨床研修及び専門医の取得に至る一体的な教育プログラムを構築するとともに、地域医療を担う人材育成及び地域医療の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医学部の卒前教育に関すること。
- (2) 卒後臨床研修に関すること。
- (3) 専門医養成支援に関すること。
- (4) 卒前教育及び卒後教育の連携に関すること。
- (5) 地域医療の連携に関すること。
- (6) その他医師キャリアパスに関すること。

(組織)

第 4 条 センターに、企画室を置く。

2 企画室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医学部の卒前教育、卒後臨床研修及び専門医の取得に至る一体的な教育プログラムの企画、立案及び運営並びに次条に規定する部門間の連絡調整等に関すること。
- (2) センターにおける教育機器等の管理に関すること。
- (3) その他センターの目的を達成するために必要な業務

3 企画室に関し必要な事項は、別に定める。

(部門)

第 5 条 センターに、次に掲げる部門を置く。

- (1) 医学教育部門
- (2) 卒後臨床研修部門
- (3) 専門医養成支援部門

2 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第 6 条 センターは、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 医学部に専任配置される教員のうちセンターの業務に従事する者

(5) その他センター長が必要と認めた者 若干人

2 前項第5号の職員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。
(センター長)

第7条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 センター長は、医学部長が指名する教員をもって充てる。

(副センター長)

第8条 副センター長は、センター長を補佐する。

2 副センター長は、医学部長が指名する教員をもって充てる。

(部門長)

第9条 部門長は、担当する部門の業務をつかさどる。

2 部門長は、医学部長が指名する教員をもって充てる。

(センターの業務に従事する教員)

第10条 第6条第1項第4号に規定する教員は、企画室又は部門の業務に従事する。

(運営会議)

第11条 センターに、センターの運営に関する事項を審議するため、運営会議を置く。

2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(専門部会)

第12条 部門に、専門的事項を検討するため、専門部会を置く。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第13条 センターの事務は、医薬系事務部及び病院事務部が連携して処理する。

附 則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年5月26日から施行する。